

百二回国会 衆議院 社会労働委員会議録 第十九号

昭和六十年四月二十五日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 戸井田三郎君

理事 稲垣 実男君
理事 丹羽 雄哉君
理事 池端 清一君
理事 大橋 敏雄君
愛知 和男君
北川 石松君
齊藤滋与史君
中野 四郎君
西山敬次郎君
林 義郎君
湯川 宏君
大原 亨君
多賀谷真穂君
森井 忠良君
橋本 文彦君
森本 晃司君
小沢 和秋君

理事 小沢 良男君
理事 浜田卓二郎君
理事 村山 富市君
理事 塩田 晋君
古賀 文明君
自見庄三郎君
友納 武人君
長野 祐也君
昭彦君
登君 雄君
篠岡 登君
河野 野呂
竹村 長野
沼川 昭彦君
森田 長野
浦井 友納
景一君
洋君
直人君
泰子君
洋一君
洋一君
景一君
泰子君
洋一君
洋君
直人君

委員の異動
四月二十五日

辞任

藤本 孝雄君
永井 孝信君北川 石松君
大原 亨君藤本 孝雄君
永井 孝信君北川 石松君
大原 亨君

補欠選任

藤本 孝雄君
永井 孝信君北川 石松君
大原 亨君藤本 孝雄君
永井 孝信君北川 石松君
大原 亨君

同日
辞职
四月二十四日
地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川
洋一君外四名提出、衆法第二三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川

洋一君外四名提出、衆法第二三号)
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
二七号)。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○戸井田委員長 これより会議を開きます。
沼川洋一君外四名提出、地域福祉保健活動の推進に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。沼川洋一君。

完全参加と平等の社会生活を送れるようにするためには、地域の連帯に基づく援助、地域社会の整備等を育成・推進しなければなりません。

特に近年、厳しい財政事情を背景に社会福祉は大きな転換期を迎えており、政府は施設中心から在宅中心への政策の重点移行を強調するようになつてまいりましたが、現実には保健・医療・福祉の在宅施策の連携は進まず、また、民間と行政との連携も思うように進展していないのが実情あります。

地域福祉保健活動の推進に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○沼川議員 ただいま議題となりました地域福祉保健活動の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国人口の高齢化により六十五歳以上の高齢者は千百九十五万六千人で総人口の九・九%を占め、このうち独居老人は百十四万七千人となっています。また、寝たきり老人は、約四十八万人で、うち約十一万人が特別養護老人ホーム、約十万人が病院、約一十七万人が家庭におり、七十五歳以上のいわゆる後期老人は、昭和百五年には人口の一〇・九%に達すると予測されることからいって、今後、これら寝たきり老人や痴呆性老人の大増加が見込まれる状況にあります。

社会経済情勢の変動に伴う核家族化の進行や勤労婦人の増加等によって、家庭の介護機能が低下し続ける中につけて、介護施設の整備や在宅サービスに関する公的施策は、社会保障制度審議会の勧告が「著しく立ち遅れ、家庭崩壊や多くの悲劇を生んでいる」と指摘しているとおりであります。また、全国に四百万人いると推定される障害者が

まず第一に、地域における公的機関及び民間の福祉や保健に関する活動、つまり、地域福祉保健活動は、地域住民が身近なところで必要なサービスを受けられることを基本として、その多様なニーズに総合的にこたえるべく、個人の人格の尊重に配慮しながら、公的機関と民間団体等との有機的連携のもとに、有償サービスの導入も考慮しつつ、相談・訪問サービス・通所サービス・施設介護等の各般の活動に及ぶものとし、この場合、公的機関が自己の責任領域について不當に民間団体に活動をゆだねることがあつてはならないようにしております。

第二に、地域福祉保健活動についての国等の役割として、国は所得保障、生活環境の整備等各般の施策を充実することにより、地域における福祉及び保健の基盤を整備するとともに地域における福祉及び保健の向上に関する指針を示し、地方公共団体等に必要な助言及び援助に努めるものとし、地方公共団体は関係行政組織の整備・体系的な供給体制の確立等全般にわたって積極的に活動する義務を有し、民間団体等は、国及び地方公共団体の施策に協力するものといたしました。

○戸井田委員長　内閣提出に係る国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

臣体の力が弱いに成るゝものといふかしまして
第三に、福祉及び保健に関する総合的な施策の
確立及び民間活動の推進について、公的機関及び
民間が共同して調査審議及び連絡調整等を行つた
め、市(区)町村に、市町村福祉保健活動推進協議
会を設置することとし、当該協議会の活動をさら
に総合的かつ包括的に行うものとして、都道府県
に、都道府県福祉保健活動推進協議会を設置する
こととしております。

第四に、国及び地方公共団体・民間団体の行う
各種の在宅福祉保健サービスは、都道府県及び市
(区)町村の福祉保健活動推進協議会の協議に基
づき、その分担を明らかにし、かつ相互の連携を
図りつつ実施されなければならないこととしてお
ります。

(区) 町村の福祉保健活動推進協議会の協議に基づき、地域住民の組織的なボランティア活動を育成する事業及び児童生徒に対するボランティア活動普及事業を、なお一層、推進することいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

○鳥山説明員　先生御指摘のとおり、臨調の答申におきましても、恩給につきましては年金制度改正とのバランスを考慮し必要な検討を行うようという御指摘がございましたし、また、今月十日に社会保障制度審議会からも、「恩給制度についても、今回の改正との均衡を考慮し、スライドの在り方その他を含め速やかに不公平を是正する等の措置が望まれる。」このよくな御意見があることは私どもも十分承知いたしております。

確かに、このたび公的年金の一元化を目指すといふことをより進めてもらおうとする

たします年金改革が着実に進められておるわけでございますが、恩給制度におきましては、その歴史的沿革あるいは基本的性格が異なっておりますために、この公的年金改革の対象とはされていなわけございますが、しかしながら、これらの御指摘もございますので、バランスをとるために必要な見直し、検討ということにつきましては今後とも鋭意進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○大原委員 今度は一齊に政府は共消四法案を提案しておるわけですが、その審議のときには直ちに問題となつてくるわけですね。ですから、私が質問をいたしておりますのは、何を政府としては検討をいたしておりますのか、何を指摘をされたのか、

○鳥山説明員 これらの御意見が具体的に何を指しておられるのか、それは私どもの立場で明確にお答えするわけにまいりませんが、具体的に書いてございまして、「スライドの在り方」ということが書いてございます。これは確かに恩給制度におきましては、相当以前から元公務員に対する年金制度であるという趣旨で公務員給与の改善というものを指標として改定を行ってまいりました。いわばこれが定着いたしておるわけでございますが、このたび、すべての公的年金制度におきまして物価スライド方式をおとりになつた場合に、恩給制度だけがひとり従来どおり給与スライドをと

御案内のように共済年金は、これまで現行共済年金は公務員のペアをにらみ、恩給の改善内容に準じて毎年のようには政策改定を行ってきていたところでございます。この新共済年金、現行共済年金と同様に、御指摘の旧法共済あるいは旧令共済についても同様の政策改定を資金スライドによって行ってきていたところでございます。

しかしながら、私どもは新しい現在の共済制度につきましては、政府の公的年金一元化の趣旨に沿いまして、先ほど御説明がございましたが、消費者物価による自動スライド制を採用したいといふふうに考えております。ただ、御指摘の旧法共済年金につきましては、現行の共済年金とかわりなく、新法ができる前に既に退職された方でございますので、今後恩給の改正内容を踏まえて対応していくたいというふうに考えております。

○大原委員 非常に重要な問題なんですね。つまり國家公務員でありますと昭和三十四年から、公企業体は三十一年から、地方公務員は昭和三十七年から、これは新法に移ってきたわけですね。新法については国民年金、厚生年金法とぴたり同じように物価スライドの自動スライドを本法で決めた、それ以前の問題については、これはこの援助法にも関係するわけでありますけれども、恩給絡みである、こういうことであります。

は通年方式に切りかえて、そして水準を下げていくわけです。金額は見えないけれども、物価スライドをストップすればそれは下がるのですから、切り下げと同じことです。そうすると、旧法に基づく共済関係と恩給や現行援護法とのスライドの関係をどういうふうに処理するかということについて政府が態度を決めない限りは、私は共済年金の審議というものは重要なところで問題が行き詰まると思うのです。

つまり、きょうは援護法と恩給法との関係を中心

に議論をし、年金との関係を議論いたしますが、これは審議に協力するわけでもなんでもないわけ

だけれども、こちらから見ても重要な問題である

から、その内容をどういうふうに受けとめて旧法

や恩給においてあるいは現行援護法においてスラ

イドの問題を処理するのかということについて、

政府はやはり見解を明らかにすべきである。来年

度の予算の編成と直ちに関係であることですから明

らかにしなければならぬ、こう思います。

○坂本説明員 ただいま御指摘の共済年金でござ

いますが、新法共済年金は、御指摘のように国家

公務員の場合、昭和三十四年から実施してござ

まして、これは完全なる社会保険方式で実施して

いるところでございます。したがいまして、その

内容は現在いわゆる一般方式といわゆる通年方

式、いすれか有利な方が選択できるという形になつてござります。しかしながら、旧法共済年金、これらの方々については後継ぎがないと申しますが、社

会保険方式をとつていいことでございました。

して、しかも、そういった方々の年金水準とい

るのは非常に低いということも事実上ござります。

申しますのは、現業公務員等が旧法共済年金でございました。それから、今新共済年金に保障さ

れている通年方式という方式は旧法共済にはございません。したがつて、内容、形ともに恩給に準じ

た内容になつてゐるわけでござりますので、今後

の恩給の改正をにらんで対応したい。

ただ、旧法、旧令について一言だけ申し上げますと、非常に年金額の低い方々が実態から見て圧倒的であるということは言えようかと思います。

以上でございます。

○大原委員 年金額については、例えば恩給で、

大将、中将、少将というのは別にいたしまして、一

般的に低いわけです。援護法も低いわけです。し

かし、問題は制度をどうするかという問題。そ

うすると、旧法とか恩給時代、それと新法、國家公務員でしたら昭和三十四年、それ以降はつながって経過をしておる過去の経験者があるわけですか

ら、恩給や旧法のスライドをどう処理するのかと

いう態度を決めないと、これから直ちに共済四法

の審議に入る窓口のところで問題になつてくるわ

けです。

ですから、恩給やその他旧法のスライドをどう

するのか。スライドだけじゃありませんけれども、

スライドをどうするのかという問題については建

設議や意見書がいろいろ出ておりますけれども、思

うことであります。これは年金担当大臣や年金担

当審議官の問題でもあります。

○鳥山説明員 御指摘の問題が大変重要な問題で

あるということは私ども十分認識いたしております

ところでございます。ただ、私ども、厚生年金とかあ

るいは共済の通算年金方式というものは違いま

して、例えは俸給の多寡というものがストレート

に年金額に反映されるというような計算の仕組み

をとつておるわけでございまして、こののような年

金制度におきまして物価スライドというような上

下一律の率を掛けていくとこれが果たして本

当にいいのだろうかどうだろうか、上下格差がど

んぞん開いていくじゃないかというような問題点

等もござりますので、今検討を続けておるわけでござりますが、まことに申しわけない次第でござ

りますが、まだ結論を申し上げる段階に至つてい

ません。

○大原委員 今ごとしのものの予算を審議してい

るのだけれども、来年度はどうするのかといふこ

とについ、非常に大きな問題があるわけです。しかも年金については出ているのです。この間、恩

給法を通すときに内閣委員会で同僚委員から質問があつたはずなんですが、私も話をしておきましたが、非常に不徹底な答弁であつたように理解をして

しているわけです。

しかし、そういう重要なことについて早く決め

ないと、例えば旧法と新法にまたがつてゐる人が

たくさんおるので、昭和三十四年に新法に移つたわけです。それから二十数年余りですから、三十年、四十年勤めていて退職する人は皆関係あるわけです。片一方は国家補償の精神によつてやつてゐるんだから社会保険ではないんだ、掛け金とは関係ないんだ、これは税金でやるんだ、保険制度とは関係ないというふうに言つても、受け取る国民から見るとやはり問題があるのでないかといつて、

いるわけです。

だから二十数年余りですから、三十年勤めていて退職する人は皆関係あるわけです。片一方は国家補償の精神によつてやつてゐるんだから社会保険ではないんだ、掛け金とは関係ないんだ、これは税金でやるんだ、保険制度とは関係ないといつて、

いるわけです。

そこで、私はまだ意見を言つていません。言つてお

りませんけれども、出しておるわけですね。その

ことをきっちつと決めなければ前へ進まないじやない

ですか。こういう精神でこうやるのだというこ

とを言つうならないですよ。それをもとにしてこの

議論をいたしますから。いつ決めるのですか。

○鳥山説明員 他の各公的年金が物価スライドを

おりになるというような現状を踏まえますと、

恩給制度のみが従来どおり給与スライドをとり続

けることは非常に難しいのじやなかろうかという

ことです。これが最もも持つておりますけれども、先

ほど申し上げたようないろいろな問題点がござい

ますので、今、局内においていろいろ検討をして

おるというのが実情でございまして、早急に今後

の方針は固めたい、このように思つております。

ほどの申しあげたよろしい

べきでございません。

○大原委員 そんなことをして、たら共済年金法の審議はストップするよ。私が最初に出て質問す

るかもしらぬよ。大蔵委員会でストップするよ。

そんないいかげんなことでここを逃れようとす

るのだったら、審議できなければ建前を分

けるならきちつと分けたらしい。いつもつきりす

るのですか。

○坂本説明員 ただいま旧法と新法という御指摘がございましたので、その関係についてのみ御説明申し上げます。

新共済年金は、御指摘のよう

に旧法時代あるいは恩給時代の期間を持つてゐる

方々もございます。しかし、それを含めて現行共

年金制度として完全に取り込んでいます。その結果、例えば通年方式というような方式も保障され

ているわけです。

しかしながら、旧法、旧令は恩給と全く同様の

方針をとつておらず、しかも、当時の実態から見

て年金額も非常に低いという実態でござります。

したがいまして、旧法、旧令共済は恩給と全く同

様に保障されていない。しかも、当時の実態も

じ形式をとつておりますので、こういつた実態も

踏まえながら、あるいは恩給の改正方向も踏まえ

て対応していくたい。新法は完全に社会保険方式

として公的年金一元化の線に沿つて対応していく

ことと考えております。

○大原委員 私の質問に答えていらないんだ。僕が

言つてお

るのを

きつと決めなければ前へ進まないじやない

ですか。こういう精神でこうやるのだというこ

とを言つうならないですよ。それをもとにしてこの

議論をいたしますから。いつ決めるのですか。

○鳥山説明員 他の各公的年金が物価スライドを

おりになるというような現状を踏まえますと、

恩給制度のみが従来どおり給与スライドをとり続

けることは非常に難しいのじやなかろうかという

ことです。これが最もも持つておりますけれども、先

ほど申し上げたよろしい

べきでございません。

○大原委員 そんなことをして、たら共済年金法の

審議はストップするよ。私が最初に出て質問す

るかもしらぬよ。大蔵委員会でストップするよ。

そんないいかげんなことでここを逃れようとす

るのだったら、審議できなければ建前を分

けるならきちつと分けたらしい。いつもつきりす

るのですか。

○大原委員 そういう人は旧法の適用になるわけです。恩

給法と同じですから。その人を通年方式でばさつ

と切つて足踏みをさせるわけだ。新しい共済四法の提案はそういうふうになつておるわけ。ですから、まず恩給をどうするのだ、恩給や援護法のスライドをこれからどうするのだということを理論

的にも制度的にもびしつと中身をはつきりしなければいけないではないかということを私は言っているのです。今はつきりしていないということを言つたのだから、いつはつきりますか。

○鳥山説明員 このたびの共済年金改正法を拝見しましたところ、共済年金の物価スライド方式といふものは、まず毎年六十年の物価を基準としたしまして、それ以後の例えは六十二年の物価が5%以上上昇したときに、六十二年の四月から合わせて、こう、こういうような案が盛り込まれているというふうに私ども理解いたしております。

そういたしますと、本格的な物価スライド方式というのがそういうことで始まるといったしますと、その時期までは私どもも対応を考えなければならぬわけですが、当面は六十年度のスライドをどうするかということが問題でござります。

○大原委員 今答弁は、八月末に概算要求を出さときまでにその方針を決める、こういうのだな。そういう意味だね。

○鳥山説明員 六十一年度の恩給の改定をどうするかということにつきましては、やはり概算要求と密接な関係がございますので、それまでは鋭意検討を進めて結論を得たいというふうに考えておりますが、まことに申しわけございませんが、まだその結論を得るに至っていない段階でござりますので、ひとつ御了承いただきたいと存じます。

○大原委員 つまり、恩給とか現行援護法とか旧令共済とかいうふうなものについてはどういう基本的な考え方で、国家補償なら国家補償でいいわけです、スライドについて、あるいは年金改定について、あるいは今までの積み上げについてはどういうふうに考えることについてはきちつとした考えがなければいかぬ。それならそれ

を出さなければいかぬのです。原則として新法は社会保険方式をとつたのだから、それはそのとおりです。そのことがはつきりなぜ言えないのか。あなたができなかつたら、今あなたの上はだれだ、あなたよりえらいのはだれかね。順番に一番上の方まで言つてみろ。中曾根総理大臣は別だ、これはそれを答弁してござる。あなたの上を答弁してござる。

○鳥山説明員 恩給局の長は恩給局長でござります。（大原委員「それからその上は」と呼ぶ）総務省長官でござります。

○大原委員 こんなことでもう三十分たつたけれども、これはあと恩給局長のひとつ出席をこれが終わるまでには求めます。後藤田長官というのじやちょっと無理だろ、うし、呼んでもわからぬだらうから。

○大原委員 その次は、これは年金組合ですが、坂本課長、あなたとのことです。防衛庁の共済組合は、これは将来どうするの。國家補償の精神でいくの。

○坂本説明員 ただいま御指摘の防衛庁の自衛官につきましては、問題が御指摘のようにございま

す。

○大原委員 と申しますのは、自衛官の定年制が一般公務員六十歳と異なりまして、階級によつて違いますが、五十一歳とか五十二歳とかいう定年制になつてござります。したがつて、そういう定年制の実態が違うということから支給開始年齢を六十歳に持つていくということにはまだ無理があるという

こと、申しますのは、防衛庁の共済組合は、これは幾ら何だつて掛金を払う期間よりももう期間の方が長いから、これはとてもじやない、成立しない。しかしながら、兵隊とか下士官の場合は三年とか四年ぐらいでやめるでしょう。やめた場合には、他の厚生年金や共済年金へ行つた場合には、他の厚生年金や共済年金へ行つた場合に通算するのだろう。片つ方では恩給組合で自衛官の年金を議論しながら、片つ方では社会保険との通算をやるというふうな、虫のよい、勝手な考え方で議論をしているように私は思われる。聞いていないけれども、大体そだと思う。結論が出ないということは、そうでしょう。これは重要な問題について結論が出ていないじやないです。

○入江政府委員 おとこがその点がそれから、ここまでにとどめておきます。

○大原委員 八月の増額措置を一年に二回、四月にやつて八月にやつて、その実施している範囲はどの範囲ですか。

○入江政府委員 援護年金につきましては、遺族年金、遺族給与金、障害年金、すべてについてやつております。

○大原委員 恩給はどうですか。

○大原委員 増額措置というのは、八月に増額措置をとつていますね。恩給法もそうですし、現行援護法もそうですが、提案もそうですが、本年はそういうものをとつてあるわけです。その立法の趣旨というのは公務扶助料等の関係もあると思うのですが、もう一回、立法の趣旨はどういう趣旨なんですか。八月に二万五千円程度増額しますね。その趣旨はどういうことなんですか。

○入江政府委員 ただいま申し上げましたように、援護法は、対象者が恩給法の場合は主として軍人、私どもの方は軍属、準軍属ということでござりますが、法律の考え方が国との特別の関係にある方に対する国家補償の精神に基づく援護といふことになつておりますので、恩給法が先ほど申し上げましたように戦没者なりあるいは戦傷病者の置かれている特別の事情に基づきまして、二段階といいますか、八月からプラスアルファの改善をやつておるということにかんがみまして、それに準じた改正を行つてきているということをございます。

○大原委員 八月の増額措置を一年に二回、四月にやつて八月にやつて、その実施している範囲はどの範囲ですか。

○入江政府委員 援護年金につきましては、遺族年金、遺族給与金、障害年金、すべてについてやつております。

○大原委員 恩給はどうですか。

○鳥山説明員 公務員給与の改善に伴います基本的改善は四月から行つておりますけれども、それ以外の特別な改善は八月というふうに整理いたしております。

○鳥山説明員 今回八月実施にいたしましたのは、御指摘の公務関係扶助料の特別改善、それから傷病恩給の特別改善、さらに普通扶助料の特別改善、それから傷病者遺族特別年金の特別改善、これらでございます。

○大原委員 スライドの関係についてはそういう点が援護法では問題となるでしょうが、これは厚生年金には加給年金があるし、そういうこと等も考えて、非常に金額が少ないところは増額していく。底上げをした、こういうことだと思うのです。これは一つの理由です。これは将来も続けていくわけですか。この現行援護法でありますのが、このことは来年も続けていきますか、どうするのですか。

○入江政府委員 援護法といたしましては、六十一年度以降も恩給法の改善の動向を見ながらそれに準じた改善をやつてまいりたいと考えております。

○大原委員 飛び飛びになつてなんですけれども、今度はここで今議題になつております国民年金法のスライドの問題です。ここに移つてまいりますが、国民年金のスライドですが、今度は、きのう最終決定しました法律では、国民年金、厚生年金は自動スライドで本法で5%と決めたわけです。5%と決めた場合に、これは今まで5%以上というふうに決めたわけですね。それだけの積み残しが、今何%の積み残しがあるのか。これはもう一回ここで議論になつたと思いますが、答弁してください。

○吉原政府委員 五十七年度までは、前年の消費者物価の上昇率に応じて年金額の改定をやってましたので、その間の乖離といいますか積み残し分というのはなかつたわけでございます。

五十八年度は、五十七年の消費者物価上昇率が二・四%でございましたけれども、年金額の改定はいわば行われなかつた、つまり凍結をされたわけでございました、その分が残された、消費者物価の積み残しが一・四%あつたわけでございま

す。五十九年度は、五十七年と五十八年の物価上昇率合わせまして四・四%あつたわけでございましたけれども、公務員給与等の改定に合わせまして二%の特例的なスライドが行われたわけでございました。そういうことで、積み残し分が四・四%と二%の差額、厳密に言いますと五十九年度は二・三%積み残しがあつたわけでございます。

本年度、六十年度でございますが、五十九年度の消費者物価上昇率、それまでの積み残し分二・三%と五十九年度単年度の消費者物価上昇率二・四%という見込みでございますが、合わせまして四・八%物価の上昇が五十九年度までにあつたわけでございましたけれども、六十年度において三・四%の改定をすることにしておりまして、本年度における積み残し分は一・三%ということになります。

○大原委員 つまり五%以上にしておくけれども、法律をつくって特例の措置をするあるいはストップをすることをお答えのとおり最近は重ねてきたわけですね。臨時調査で、あるいは人事院勧告などで重ねてきたわけですね。5%以上というのは、5%以上のときには具体的にスライドするけれども、それ以下であっても年金の実質価値を維持するためには物価スライドというものは当然なすべきであるというのがスライドの原則であると思うが、いかがですか。

○吉原政府委員 年金額とというのが実質的な生活保障として機能していくためには、消費者物価が上昇した場合にはおむねそれに見合つて年金額も改定をしていく必要があるというのが、御指摘のとおり基本的な考え方であることは間違いかないと思っております。ただ、実際に物価の上昇率がどんなに低くてもその額でもつて年金額をそろそろに全く合わせた形で改定をしていかなければなりません。自動スライドで本則に入れて勝手にできることはないかといいますと、現在のままでございませんが、昭和四十八年に物価スライドの制度というものが導入をされたわけでございます。

そのときの考え方を申し上げますと、もう御案

内とのおりだと思いますけれども、人事院勧告が大体毎年5%以上賃金に官民較差が生じた場合に勧告をすることになつているということ、それから当時の消費者物価上昇率が大体5%程度であったということ、それからその当時の政府の経済計画におきましても大体毎年5%くらいの物価上昇を見込んでいたということ、それから社会保障制度審議会なり社会保険審議会も大体5%くらいを年金額の物価改定の目安にすべきであるという意見をもつて出されていましたということ、そういうようなことから法律上のスライドとしては5%ということになつてゐるわけでございます。

私ども、過去においてもそうでございましたけれども、法律上の義務といいますか責務として5%以上上がつたときに必ずその率に応じてスライドということでございますけれども、単年度の物価上昇率が5%に満たない場合におきましては5%以上上がつたときに必ずその率に応じてスライドとすることによっても年金額の改定がどうなるか、その他の恩給なり共済の改定がどうなるか、それとの関連も見ながら年金額の改定をやつてしまつた、あるいは場合によつては全くやらなかつたこともありますけれども、私は必ずしも先ほど申し上げましたようにその率で特例的にやつてきたこともありますし、あるいはいろいろなその他の恩給なり共済の改定がどうなるか、それがわかるわけですね。5%以上というのは、5%以上というのを具体的にスライドするけれども、それ以下であつても年金の実質価値を維持するためには物価スライドというものは当然なすべきであるというのがスライドの原則であると思うが、いかがですか。

○吉原政府委員 年金額とというのが実質的な生活保障として機能していくためには、消費者物価が上昇した場合にはおむねそれに見合つて年金額も改定をしていく必要があるというのが、御指摘のとおり基本的な考え方であることは間違いかないかといいますと、現在のままでございませんが、昭和四十八年に物価スライドの制度といふ約三%程度かと思います。

○大原委員 その三%の積み残しは後で取り返すという考え方ですか。

○鳥山説明員 正確にお答えする資料を持っておりませんが、昨年の人事院勧告が六・四四だったと思います。それで本年度が三・四でございますので、ごく大ざつぱに申し上げてその差ということがあります。(大原委員「幾ら」と呼ぶ) 約三%程度かと思います。

○大原委員 その三%の積み残しは後で取り返すという考え方ですか。

○鳥山説明員 公務員給与の改定において昨年、今後も本年度程度の積み上げをやつていきたいといふような御趣旨の官房長官談話等がございましたので、もし今後ともそのような方向で進められるとしてますと、私どもも公務員給与をそのまま反映してその積み残し分を解消していくという方向でやつてしまりたいと思っております。

○大原委員 年金については、物価スライドという観点からいうと厚生年金、国民年金一・三%の積み残し、給与改定のベース、恩給ベースからい

うと3%以上の積み残し、こういうふうに答弁があつたわけですね。

最初の議論に戻るわけですが、将来どういうふうにやるかということによってまたこの問題については大きな問題が出てくるということになります。ただし、今までの恩給とか、そういう人事院勧告並みのベース改定は別に法律があるわけではないわけでしょう。実際上の措置で賃金にスライドをして価値を維持した、そういうことですね。ですから、法律はなかったのですが、今度は共済組合も法律ができるわざですから、恩給法は共済組合法、厚生年金をらんでもやるのか、それとも給与、人事院勧告等をにらんでもやるのかということになるし、それと一緒に、参議院の段階で我が党からも強く議論があった年金の賃金スライドの問題があります。

これは五年ごとの再計算があります。五年ごとの再計算で賃金のおくれをカバーしていくという考え方で物価の自動スライドと一緒に組ましてやるのか、こういう政策の選択があるわけです。その問題については恩給局は検討しておりますか。

○鳥山説明員 恩給につきましても、もし今後物価スライドといふことに切りかえていくようなことになるといたしますれば、ただいま先生御指摘のように、もしかの制度におきまして何年か、まあ五年置きくらいに給与スライド的な要素を取り入れるといふことも有力な一つの方法ではなかろうかと考えてはおります。

○大原委員 それから年金局、今物価スライドの問題をやっているんですが、私は外国には5%の線引きをしたスライドの制度はないと思うのだけれどね。外国の立法例について、大体外国ではどういふうになっていますか。

○山口説明員 諸外国のスライドの例でございますが、物価スライドをしております。例えばアメリカにおきましては3%以上ということになつておりますし、スウェーデンにおきましては物価の上昇率で改定をするという規定になつております。

す。またイギリスも大体そういうことでございます。西ドイツは御案内のとおり賃金上昇率でスライドをするということになつております。ただし、これいすれも制度的にはこういうことになつておりますけれども、各国とも近年財政事情等も大変厳しいということをございまして、実際は物価スライドの時期をずらす、制度的に特別な措置を講じてずらすとというようなことをかなり政策的にやっておりまして、必ずしもこの規定どおりにスムーズに物価スライドが行われておるという状況にはないというふうに承知しております。

○大原委員 外国の方ではどんな制限しておるの。物価スライドをやらないとか、どんな制限しておるの。それは立法の例としては非常に参考になる意見ですからね。物価スライドもやらない、賃金スライドもやらないといふうな年金があるの。

○山口説明員 例えば西ドイツにおきましては賃金スライドをとつておるわけでござりますけれども、一九七七年の例で申し上げますと、通常の賃金スライドの時期を半年おくらせるというふうなことをいたしております。それから一九七八年につきましては、そのスライドの率につきまして実際の賃金上昇率とは別に何年度は何%しかしないという特別の率を決めまして改定をしているといふようないふなことがござります。手元に資料がございませんか、物価スライドの国につきましても、主としてその実施時期をおくらせるというふうなことで、財政事情等考慮した特別なスライド措置がとられておるというのが近年の状況であろうかと思います。

○大原委員 物価スライドでも西ドイツのようないましても一年間おくれているんです。賃金スライドでも、特に賃金の場合には実施の時期についていろいろなことを配慮するという場合がある。しかし、日本の場合は、四月からやるといつて見直すという方式もあるでしょう。ですから、それが5%という水準が適当であるかどうかという議論が出てくるわけです。

実施の時期をずっと延ばすことになるのですから、それで、それが答弁でございましたが、5%で線引きをしているところはないわけです。賃金スライドのやり方は、毎年やる方式もあるし、あるいは五年ごとに生活水準、賃金水準に見合つて見直すという方式もあるでしょう。ですから、そういうことについて法律の5%という制限をなくすることを将来は考えるべきである。それは不可能なことではないわけです。一月から十二月までの物価の上昇率を平均して、それで四月からやるといつております。

そこで問題は、準軍属の問題であります。準軍属の中で一号は被徴用者であります。第二号は戦闘参加者であります。戦闘参加者の概念、それから対象人員、それを答弁してください。

○入江政府委員 戦闘参加者と申しますのは、軍の要請に基づいて戦闘に参加した者ということになつております。

それで、現在障害年金を受けております者が七百三十七件、遺族給与金が八千九百九件、弔慰金が六万四千四件といふことになつております。

縮める。特に物価スライドにおいては原則としてタイムラグがあつてはならぬということが年金制度の基本である。安定、安定ということが基本であると思う。それを保障しなかつたら年金制度にならぬ。

そこで、今までのことをスライドの問題だけに締めくくつて質問をいたしますと、本則でスライドを決めたということと、国民年金、厚生年金、今は引き続いで共済年金も五年ごとの再評価のときに賃金水準を考えて是正するという考え方であります。しかしながら、そういうふうに統一をしたわけです。しかしながら、そういうふうに二段階でやる、今までの厚生年金のような方式を是認するにしましても、5%という線引きをしておいて、そして賃金との関係、人事院勧告との関係でほつとくわにいかないから物価スライドは2%でも特例措置でやるというふうな法律をつくる。外国のよう、物価スライドについては一年おくれになるけれども5%というふうな制限をつけないでおいて、原則としてそのままやることにしておけば、こういう法律を出す必要はない。毎年毎年特例措置をやる必要はない。それだけあなたの方の手も省けるし、国会の手も省けるわけで、それが行政改革だろう。物価スライドはするという原則を決めておつていい。日本みたいに5%ということになれば、5%に達するまではこれは先送りになるのだから、年金受給者にとってみると実施の時期をずっと延ばすことになるのですから、それで5%という水準が適当であるかどうかという議論が出てくるわけです。

○増岡國務大臣 この5%条項はいわば人事院勧告の制度との均衡というような理屈もござりますけれども、事実上は過去におきましてもできるだけ物価に合わせてやつてきておるわけでございまして、御趣旨ごもつともな点もござりますので、それでも年金制度の安定にはならないと私は思うわけです。

貨金スライドということを私どもは言うのですけれども、貨金スライドのやり方についてはいろいろ問題があるだろう。しかし、物価スライドについては、そういう5%というふうな決め方は根本的に間違ではないか、物価スライドだけは絶対にやらなければ、どういう中身をつくるにいたしましても年金制度の安定にはならないと私は思うわけです。

るというふうな方式にしておけばいいわけです。予算編成との関係を考えても不可能ではないのですし、そういうふうにしておきますと、二%やら、三・何%やらというふうな特例措置で法律を変えることも必要ないのではないか、その方が合理的ではないか。

るというふうな方式にしておけばいいわけです。予算編成との関係を考えても不可能ではないのですし、そういうふうにしておきますと、二%やら、三・何%やらというふうにしておきますと、二%やら、三・何%やらというふうな特例措置で法律を変えることも必要ないのではないか、その方が合理的ではないか。

までの戦闘参加者で、そして遺族給与金は、今、話がありましたように八千九百九件ですね。これはその中身はどうなんですか、対象は。

○入江政府委員 これの大半分は、沖縄におきまして、あそこは御存じのように本島の島全体が戦場になつたわけでござりますが、あそこで軍の要請に基づいて戦闘に参加した者が大部分であります。

○大原委員 それ以外にありますか。それだけでしよう。沖縄だけでしょう。

○入江政府委員 数はちょっと把握しておりますけれども、戦場になりました南方で戦闘に参加した方などが若干含まれております。

○大原委員 それはサイパン島とか硫黄島とか、そういうところですか。そういうところで非戦闘員で参加した人が入っていますね。中身はわかりますか。

○入江政府委員 中身はわかりません。

○大原委員 あなたはわからぬでも下はわかる。課長でも何でもいいよ。

○入江政府委員 例えればサイパンが何名というようないう地域別の統計はとつておりませんので。

○大原委員 それで、沖縄の場合は何年何月の空襲以降ですか。

○入江政府委員 昭和十九年十月十日以降の戦闘参加者を対象にしております。

○大原委員 それ以降空襲等で死んだ方の遺族に對して遣族給与金を出しているのですか。

○入江政府委員 その十月十日以降に戦闘参加という実態が認められた方が亡くなつた場合には遣族給与金……。

○大原委員 沖縄の敵前上陸はいつですか。

○入江政府委員 二十年四月一日でござります。

○大原委員 十九年の十月から四月一日の間、そ
れけた、いつ空挺隊かおりるかもわからぬ。こういう沖縄本島の戦闘状況として判断した場合に、戦闘員、非戦闘員を区別することなく、非戦闘員も戦闘参加者

で援護の対象にしたわけですね。年齢についての制限はありますか。性別の制限はありますか。

○入江政府委員 性別の制限はございません。年齢につきましては一応六歳をめどにしておりますが、六歳未満でも実態が戦闘参加と認められた場合は、援護法の援護を行っております。

○大原委員 私は当然だと思うのですよ。つまり、そういう緊迫した状況で、いつ敵前上陸があるかもわからぬということで、そして戦闘状況にあつたところで空襲でけがをしたり死んだ人は、年齢に制限なしにすべて戦闘参加者として準軍属の中に入れた、そういうふうに私が理解しているのはいいですか。

○入江政府委員 要するに、十月十日以降に軍の要請に基づいて、具体的に言いますと、例えれば陣地構築でありますとか弾丸運びとか、そういう戦闘に参加した者は援護の対象にしております。

○大原委員 それは小学生、六歳でも五歳でも四歳でも、ただし、これは法律は何もないけれども軍の要請に基づいて協力した。それ以外の焼夷弾その他爆弾で亡くなつた人はどうですか。

○入江政府委員 戰闘参加者はあくまでも軍の要請に基づいて戦闘に参加したということが要件でございますので、一般に軍の要請に基づかないで、例えれば家の仕事をしておつてそこに焼夷弾が落ちてけがをしたあるいは亡くなつたという方は援護の対象になつております。

○大原委員 それ以降空襲等で死んだ方の遺族に對して遣族給与金を出しているのですか。

○入江政府委員 その十月十日以降に戦闘参加といふことをしておつてそこに焼夷弾が落ちてけがをしたあるいは亡くなつたという方々は援護の対象になつております。

○大原委員 それはだれが判断するのですか。

○入江政府委員 それは申請があつた場合についております証言その他でこちらで認定権者が判断するということになります。

○大原委員 実際上は六歳以下でも――六歳以下はどのくらいあるかわかりますか。

○入江政府委員 六歳未満で大体千件くらい裁定しております。

○大原委員 この問題と、もう一つ時間の関係で進めてまいりますが、准軍属の中で第七号の防空従事者ですね、これの準軍属といいたしまして認められた範囲、それから対象人員、それはどうです

か。

○入江政府委員 防空従事者は大きく分けて二つになりますて、一つは防空監視隊員、もう一つは防空従事者ということになりまして、この防空従事者には医療従事者あるいは警防団員なんかが含まれますが、大きく分けまして監視隊員と従事者になりますが、どれぐらい対象かということでございますので、弔慰金について申し上げますと、例えば東京空襲とか広島の原爆とか、そういう地域について大体の対象人員はわかりますか。

○入江政府委員 防空従事者について概数で申し上げますと、東京が約六百件、広島が三百三十件ということになつております。

○大原委員 防空従事者の中、これは地域的に例えば東京空襲とか広島の原爆とか、そういう資料はございません。

○大原委員 大臣、時間もないんですけど、私は援護法の審議のときにこういう議論をしてきたわけですよ。大臣はいつまでも大臣をしてもらいたいのです。大臣はいつまでも大臣をしてもらいたいだけども、今まで一年ごとに皆さんかわるからね。だから、そのたびごとに一応言つておかないと、後へ伝わらぬですから言つておるのですが、つまり、戦争犠牲者に対する援護措置というものについて、これは今まで政府がいろいろな線引きをしてきたわけです。そして、国会で議論いたしました、その線引きの範囲を拡大をしてきたわけです。第七号の準軍属は、今申し上げましたものは、これは旧防空法ですね。それは資料を見なくてもいいですよ。大臣答弁だから、大臣答弁というのは漠然としておるのが大体前提であるから……。

それで、旧防空法というのは、これは内務大臣が管轄しておつたのですよ。当時の、終戦のとき内務次官は瀧尾弘吉、それから外務次官は、後で時間があれば言うのですが、松本俊一、それから主税局長が池田勇人、皆二区に關係がある。こももそうじやないか。松本俊一がそうだし、瀧尾弘吉は一区だね。しかし、どうせ能美島だから二区みたいなものだから。そういうのが皆いたわけですよ。旧防空法は――その是非は別ですよ。旧防空法については、ボランタリーダから、自発的に生命財産を守るために組織をつくつてやるので、警防団をつくり、地域の隣組や町内会でやるとか、こういう職域でやるとか、そしてボランタリーだから命令じやないんだ、こういうことで、最初は準軍属にしなかつたんです。切つてしまつたのです。

それを私も取り上げて議論しまして、昭和四十九年に初めて旧防空法は第七号に入れたわけです。これはずっと入れますと、職域とか地域で竹やりをやつたり、バケツリレーをやつたりしてやつておつた連中も、終わりには総動員体制、戦闘体制に移行するわけですから、これも全部国との関係があるんだという議論が一つあるわけです。その議論から、例えは原爆については特別権力関係がないから、非戦闘員はだめだというふうにやつたものを崩して、警防団、医療従事者、ですから医師、歯科医師、看護婦、助産婦、薬剤師、そういう範囲までは入れて、今のこういうのになつた。ただし、これは時間的な制限はなかつた。時間的な制限というのは、三月十日の東京空襲のときも、これは適用したわけです。

もう一つの戦争犠牲者に対する公平な援護のアプローチとしましては、これは今言いましたように、戦闘参加者の概念がある。これは沖縄であるわけです。沖縄は敵前上陸がないときも、軍に対けます。沖縄は敵前上陸がないときも、軍に対して協力したという場合には、義勇隊であろうがなからうが全部、子供でも弾運びを手伝つたとか、いろいろなことで陸地構築その他の協力をしたといふことを申し出ると、非戦闘員であつても、法律はなくとも、沖縄本島は戦闘地域であるということを地域を指定して、あるいは硫黄島とかサイパンもあるわけですが、まだそれは別の条項がありますよ。別の条項では、六号には準戦地、準事変

地被徴用軍属とか、そういうのがある。そういう戦場地域になつてくると戦闘員も非戦闘員も差別がない、こういう状況があるわけです。

その議論の一つの重要な手がかりとしてやつたのが、今まで議論いたしましたのは、第八十七回の臨時帝国議会があるわけです。これは六月九日から十日、十一日まで二日間ほど会期を決めて臨時帝国議会を開いたわけです。そして会期を一日間延長いたしまして十三日に終わっておられます。その中でやりました法律案というものは、これは戦時緊急措置法案と国民義勇兵役法案であります。六月九日、十日ですから、そのころは、帝國議会の秘密会であるように、表面では沖縄は放棄しないということを言つてゐるのですが、日本の陸軍はこれはもう完全に放棄をするということの方針を決めておつたわけですよ。もう通告してあつたのですから、二十日ごろに牛島中将が自殺をしているわけです。自決をしまして、後は頼むと言つて投げ出すわけですね。

ですから、その帝国議会をやつたときには、沖縄が完全に陥落をして、そこを基地として、サバンやテニアンや硫黄島やグアム島からだけではなくし、日本の本土は完全な制空権下で、身近なところで嘉手納空港も読谷もやられたわけですから、その飛行場から日本は空襲を受けて、そしていよいよ本土に、どこに上陸するかということはわからなければ、本土上陸ということで一斉大空襲を日本全土にわたつてやつたわけです。東京空襲の本が出ておりますが、それ以外にもその状況はつぶさにわかつておるわけです。これは岩波の本ですが、全部わかつておるわけです。

そこで、今までの、ここにある国民義勇隊に関する件というのは三月二十三日の閣議において決定しておるのですが、これは内務大臣の所管です。国民義勇隊は三月二十三日の閣議において決定しておるのですが、これは内務大臣の所管です。国民義勇隊を組織して戦闘隊に移行するわけすけれども、それはもう戦後占領軍に対しましては封印をしておつたわけですけれども、封印を解除させたわけ

するんだということでやつたわけです。
国民義勇兵役法は施行されておつたわけですよ。施行されなければ、実際に発動されなかつたといつて政府は答弁するわけです。強弁であります。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

差別することはできないだけではなしに、原爆という非人道的な後遺症を残すような毒ガス以上の兵器を使つてゐる場合には、弔慰金というふうなものは当然国としては出すべきなんです。死没者に対する弔慰金等は当然出すべきだ。弔慰金の制度は現行援護法にあるわけですから。金体の立法の均衡上からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ういう点から言つなれば、戦闘員も非戦闘員も壊滅的な結果をもたらす危険性を抱いています。したがつて、義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二月三十日からもそのことを真剣に考えなければなりません。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになつておるのですから。今までの義勇隊とか愛護婦人会とか青年団とか職域とかいうものに、必要に応じてほんほん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するということになつて本土決戦をやる。そのことは詳細にやつてあるわけです。七月七日かに完全に沖縄は戦争が終わつたと、いう宣言をしておるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ごろかな。

ですから、八月六日はすぐなんですかれども、そ

ます。

○大原委員 それは、長い時間がかかるから今の答弁だけで言うと、例えば船舶とか鉄道とか、ずっと問題になつた電気通信、これは通信が非常に多い變成つておつたわけだけども、そういうのは戦闘になつたわけあります。戦闘になつておるのには、その仕事をしている限りにおいては援護法の対象になつておるんだ。なつてないんだよ、あなた、きのう勉強したからわからぬのだよ。

○入江政府委員 ただいまの鉄道義勇戦闘隊あるいは船舶義勇戦闘隊というのは、國家総動員法の適用を受ける、あるいは別の船舶の関係も御存じのように準軍属になつております。船舶何とか会という方がございましたけれども、ちょっと法律を見ればわかりますが、それで、要するにそちらの方で、身分の関係すでに援護法がかかるつていうわけでござりますから、それに対して適用があつた方はたまたま例えれば鉄道義勇戦闘隊に属しておつたということじやないかと思います。

○大原委員 戦闘隊は二通りあって、総動員法関

係で戦闘隊、そういう名前をつけた、それと一緒に動員体制にあつたものを戦闘隊につけた。しかし戦闘隊というのは三月二十三日の閣議決定に、動員体制にあつたものと戦闘隊につけた。しかし戦闘隊というのと、それに対し適用が基づいて、国民義勇隊に関する件、閣議決定でそういうことをやることはけしからぬのですよ、できないよ、できないけれども、だから法律をつくつた。閣議決定もどんどん進んで、戦況が進んでいくに従つて、東京空襲でやられたものだからそれをやつたんだけれども、国民義勇戦闘隊に関する件というのが閣議決定であるわけだ。それが限界に來たら國民義勇兵役法で一括やるということになつた。閣議決定でそんなことはできないですよ。戦闘隊をつくつて、初めは間接的に協力させておつたが、直接戦闘に協力させることなんかできないのです。

○入江政府委員 閣議決定は國民義勇隊組織に関する件でございまして、後でできました義勇兵役法によります國民義勇隊の編成は國民

義勇隊組織をもつてこれを充てるということで、実際に、したがいまして義勇戦闘隊になる段階で

は義勇兵役法という法律に基づいて要するに戦闘隊になるという仕組みになつておるわけでござい

ます。

○大原委員 そうじやないんだ。間違いた。後ろに耳がついておつて——私のを聞かなければダメじゃないか。

国民義勇戦闘隊に関する件というのを三月以降に閣議決定で決議したのです。戦闘隊はもうできておつたのです。だから、閣議決定は占領軍に隠すために資料を抹殺したんだ。そして、昭和四十

何年かに初めて閣議の封印を解いて出して出したんだから、出ておつたのは三月二十三日の閣議決定の国民義勇隊の組織に関する件だけなんです。それをもとにして援護法を昭和二十七年につくつたわけです。実際にはその戦闘隊に関する件を閣議決定しておつたのですよ。そうして今のように通信、船舶、輸送、そういうものを中心にして戦闘隊はもう既にできておつたのです。

そこで、六月に沖縄がだめになつた、いよいよ本土決戦だということで、閣議決定ではないけど、このことで義勇兵役法で、たしか十一條あります簡単な法律で陸軍刑法、海軍刑法の適用から全部やつて網をぶつけたのです。今までの問題と趣旨は違うんじゃないのです。閣議決定でや

れるのが間違ひなんです。なぜ隠したかと言えば、戦犯として追及されるから官僚諸君が占領軍に対して隠したのですよ。閣議決定を封印したのです。封印を解除するときに官房長官の判こが要るといふことで、私はそれに事実上立ち会つたことがあ

る。だから、そのことの実態を踏まえて、そのときには事実上あらゆる組織を動員して本土決戦をやるという状況は決まっておつたわけです。例えば広島市なら広島市に町内会、婦人会、各団体全部集めて、軍管区司令部から出て、これから皆さん

は戦闘部隊ですよ、いつどうことがあつても艦砲射撃なんかあつたわけだから。だから、そういう状況のときになつたならば、それは中枢部が

で訓示をしているのです。それを受けている人が今でも生きておるから参考人として出してもよろしい。

だから、そういう状況の中では八月六日があり、あるいは本土全体の空襲があり、しかも非人道的なことを受けたわけですから、その状況というものは命令服従の関係になかつたとは言えないわけです。言えないだけではなく、廣島は空襲警報を解除しておつたのです。それは認めてあつたわけで、実際にはB29が入つておつたわけだ。だから、戦闘状況じやなかつたというへ理屈を垂れるやつがおるけれども、それは自分の間違いのことを棚に上げておいてそういう弁解をするのであつて、公然と言えば許されないことです。そういうことがあります。

ですから、あなたの法律の解釈といふものは、

後から後から知恵をつけて弁解をするだけの話であつて、実際に法律が実施をされて、その実施が権利義務との関係で影響を及ぼさないということがあるのかと法制局に聞けばいいわけだ。法律が閣議決定されて実施され施行される、施行されたら権利義務の関係があるんじやないか。実際に発動されなかつたなどということは、当時の状況から考えてあり得ない。法律が施行されて実際に行われなかつたというふうなことなんか、そんなことはないですよ。

なぜかと言つたら、三月二十三日の閣議決定がいかに憲てたかというと、最初の昭和二十七年の

法律を出してごらん、それ以降の法律は三月二十一日の閣議決定となつていたんです。私が今まで

の新聞をずっと繰り返して見ておると二十三日に

閣議をやつておらぬに二十二日に閣議をやつておらぬわけだ。二十二日に閣議をやつておらぬのに二十二日の閣議決定と法律に書いてあつたんだ。そ

んなものは無効じやないと私は言つたのです。そ

うで二日目の閣議決定となつていたんです。私が今まで

人委員会のような意見もある。しかしながら、原爆についてはそういう極限状況における被害であつたのであって、戦闘員と非戦闘員をそんな画然と差をつけて援護法をつくるということは、後で戦争犠牲者について何とかしようということから出てきたところであつて、予算上の観点で大蔵省が線引きをしたとあるだろ。ですから、その精神を理解して戦争犠牲者については公平にやらなければならぬと思うのです。

時間が終わつたという通告がありましたから、最後に増岡国務大臣の莊重な答弁を聞きました

○増岡国務大臣 戦争のような極限状態の中で行われたことでございますので、例えば命令を受けたとか受けないと、戦闘に参加中の負傷であるか、あるいは待機中の負傷であるか、個々の具体的な問題、千差万別であろうと思ひます。したがいまして、どこに線引きをするかということは、極端なことを申しますとずつと未来永劫続く議論になるかも知れないというふうにも考え方られております。

しかし、先ほど援護局長から申し上げましたよ

うな立場を今日政府はとつておるわけでございますので、先生御指摘のお気持ち私は最も非常によくわかりますけれども、それ以上のことは申し上げかねるというが現状でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○大原委員 御理解しない。終わります。

○戸井田委員長 大橋敏雄君。

○大橋委員 初めに援護法関係で若干質問したい

と思いますが、総理府の方、来てますね。

戦後処理問題の一環といいたしまして極めて重要な事柄が取り残されているのではないかなということで、私は去る三月八日、予算の第一分科会で問題を取り上げたわけでございます。

その問題の内容は、かつて日本に強制連行された朝鮮半島の人々が、炭鉱などがあるトントル工事だとか、あるいはその他いろいろな場所で人夫として非常に過酷な労働条件で就労させられ

れ、過労の余りに死亡したとか、あるいはまた事故死をした人々が大変大きい数になつてゐるわけ

でございますが、その人々の遺体といいますか遺骨が日本の各所に放置されているという形で散在している。また日本の一民間人の方が、これはもとの職務の関係上で朝鮮人の強制連行をみずからやつたんだという人が自

責の念に駆られまして、これらの人々の遺骨を祭祀したり、あるいは送還しようという事業を起して真剣に取り組んでおられるわけでございます

が、こういう事實を私は申し述べまして、政府の方としてこういう重要な問題をただ一民間人にゆだねていいんだろうかということで、政府と

して当然遺骨の送還あるいは慰靈を責任を持つてやるべきではないか、私はこう申し上げたわけ

でございます。

また、特に具体的問題として私が指摘をしまし

たのが、嘉穂郡の桂川町における深刻な事實問題につきましては一日も早く善処してほしい、こう訴えたわけでございますが、これに対しまして藤波官房長官の御答弁はこうございました。「実情はどういうことであったのか」ということはまだつまびらかにいたしませんけれども、お話を中で漂うてまいります感じからいたしまして、まことに胸の痛む、つらいことだ、こういう思いを禁じ得ないものがございます。総理からお答えをいたしましたように、やはりよく靈を弔うということにしなければならぬと思うのでございますが、

中はちょっと省略しますけれども、最後に「具体的にどうするか」ということにつきましてはもう少し相談する時間をいただきたい、こう考える次第でございますが、御指摘もいただいておりますので、その相談事に余り時間をかけないで、なるべく早く対応させていただくよう事を急いでまいりました。このように考える次第でございます。」とい

う、このように考える次第でございます。

特に桂川町の遺骨問題というものは、一日も早く現場での発掘を実施してその実情を明らかにしていただきたいということです。

恐らくあの会議録を見られても御承知と思いますけれども、五百四体分の遺骨のうちの四百五十体分が身元不明ということで無縁仏とされまして、昭和三十六年三月三十一日の日に納骨堂が建設されてそこに入仏されたという形にはなつてゐるんですよ、表向きには。ところが、その後四十四年に墓地の跡に桜の木を植えようということになつた

えをお願いしたいと思います。

○萩原説明員 三月八日の予算委員会の第一分科会におきまして、大橋先生の御質問に対しまして藤波官房長官からお答えをしたところでございます。その後総理府としましては、この問題についてこれまで経緯がございますので、そのような経緯を踏まえまして、関係省庁として考えられる

ところに公館等を建てるために造成工事をしたから、またおびただしい人骨が発掘された。こういう問題なんですね。これは具体的なんですよ。

したがいまして、ある人に言わせれば、それは大部分の重要な部分は納骨されて、他の部分はそちら辺に置かれていた骨ではないかという人もいるわけですから、どちらかは実際に掘つてみて実情を見ないとわからぬと私は思うのですね。そういう

意味で早く協議を開いていただきて、事實現場に行つて掘つてもらえばどちらかはつきりするわけですから、地元とすれば非常に重要な問題になつておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、もう一つ私が非常に心配して申し上げたことは、仮に遺骨がどんどんあちこちから出でたとしましても、身元が不明だという形になることが非常に予測されるわけでございますけれども、こういう方々の遺骨に対しても慰靈塔を建ててそこに納骨していただきて朝鮮の方々の靈を弔うべきではないか、私はこのように主張したわけ

でございます。

これに対しましても官房長官、こう申されました。答弁で「國を離れておられた方々に対する追慕の情でありますとか、あるいはぜひ遺骨を収集してこれを弔いたいという気持ちを持ちますことは、先生御指摘のようになります。」

同じ心情ではないか、御遺族の方々や関係者の方々の気持ちをそのように拝察を申し上げるのでござります。先ほど来申し上げておりますように、とにかく実情の調査を急ぎまして、「ここでも急ぎまして」とありますよ。「関係省庁でよく協議をいたしまして、どう対応していくか」ということの結論を出していかなければならぬ、こう思つ次第でござりますが、今御指摘がございましたよう

な、あるいは御提案がございましたよな、例えば慰靈の塔を建てるというようなことにつきましても、今後どう対応していくかということを考えます際に十分参考にさせていただきまして協議を

「進めていくようにならなければなりません。」こう答弁がある

わけですね。

ですから、私が今心配しているような身元不明の方の遺骨に対する対応は、慰霊の塔でも建ててということを主張したわけでござりますけれども、ぜひ

これも協議の中で実現の方向で話をまとめていた

だときい。「一言お願ひします。

○萩原説明員 官房長官も答弁しておりますように、先生御提案の慰霊塔の建設というようなこと

も御提案があつたということを十分受けとめまし

て関係省庁との話し合いをして、どういうふうに対

応するか検討していかきたいと思います。

○大橋委員 これから相談、協議をなさるわけでござりますけれども、ぜひとも前向きな結論を私は期待をいたすものでございます。

あの分科会の席上で、厚生省の役人の方に日本のソ連抑留死没者の状況をお尋ねしたわけですが、あのときにつきましては日本の方は、ソ連政府が二十六カ所の墓地をつくつて数字はたしか三千九百五十七名を埋葬をしている、そのソ連抑留死没者の状況をお尋ねしたわけですが、あのときにつきましては日本の方は、ソ連政府が二十六カ所のうち二十一カ所については日本の遣族の墓参も許されており、今後もつとほかの場所にも墓参ができるようにならたいといつてお話を伺つたと記憶しておりますが、恐らくソ連の方もきっと日本の死没者に対する墓地をつくつたりあるいは慰霊塔をつくつたりして弔つているわけでござりますので、当然日本の立場から韓国あるいは朝鮮の皆さんに対する対応で、こういうふうに弔いの誠をささげるべきであると私は強く要望をいたしております。

そこで、この慰霊塔の建設の段取りとなる場合は、これは私の要望でございますが、朝鮮の民族の慰霊の仕方といいますか、しきたりといいますか、そういうのを十分参考にして建設に取りかかるべきだと思います。また、こういう慰霊の塔をどこに建てるのかということが問題にならうと思いまして、これが参考のために、北九州は下関というところがあるのですが、この下関と朝鮮の釜山の間ではも

と旅客の輸送のための関釜連絡船というのが実は往来していたわけですね。そういうことで非常に朝鮮半島とは近い場所であつて適当な場所ではないかと思いますので、もしそういう慰霊の塔を建てる場合はぜひこういう場所を選定していただきたいと強く要望しておきます。

○萩原説明員 先生から御提案のありましたとい

うことについて十分留意いたします。

○大橋委員 そこで大臣にお尋ねしますが、これは関係省でもありますし、また慰霊の塔を建てるような場合は直接の所管庁になられるのではない

かと思いますので、先ほど申しましたように桂川町の遺骨の問題も必ずや明らかになつてくると思

うのですけれども、こういう問題は道義的、人道的立場からも絶対にやらねばならない重要な問題で

あると私は思いますし、この問題の解決は日韓あ

るいは日朝両国とのいわゆる友好親善を促進する

大きな役割を果たす事柄だと私は確信するわけで

ございまして、こういう問題は決して軽視したり

いやむやにしないでほしい、最後まで責任を持つて対処していただきたい。特に厚生大臣の決意と

いいますか、熱意を御要望したいところでございま

ますが、いかがでござりますか。

○増岡国務大臣 私も先生の御趣旨には賛成でござります。したがいまして、総理府が中心でやる

わけでござりますけれども、恐らくその実施の場

合には厚生省のいろいろなこれまでの経験とい

ういえますか、熱意を御要望したいところでござ

いますが、いかがでござりますか。

○大橋委員 どうもありがとうございました。

それでは国年関係に移らせていただきたいと思

います。

昨日、基礎年金導入による年金改革案が成立し

たわけですね。私も非常に感慨無量なるものを持

つわけでござります。と申しますのは、現在の公

的年金いすれも現状のまま推移していくま

すと、二十一世紀の前半ころにはほとんどが給付と負担のバランスが崩れまして財政的に行き詰ま

り、崩壊していく宿命にある。これではどうにも

ならぬということで、私も公的年金の長期的、安定期的な制度としての確立をやらねばならぬという

ことで、今から約十年前に基本年金構想というも

のをつくり上げまして国民の批判を仰いできただけです。そして今も言いましたように、とにかく

長期的、安定的な年金制度を確立したいというこ

とで進んできた一人でございまして、そういう意味では、私も昨日の基礎年金導入による年金改革案が確立して非常にうれしく思つておるわけでござります。

しかし、反面で非常にまた無念といいますか、複雑な思いがしていることは、基礎年金本来の趣旨が十分反映されていない、そういう形の今まで成立されたということですね。したがいまして、我々は政府原案についてどうしても反対せざるを得ない態度をとらざるを得なかつたという、ここが非常に複雑な心境であるわけでござります。

そこで、基礎年金というのは、御承知のとおりに国民年金法の第一条に示されておりますように、憲法第二十五条の理念に基づいて国民がひとしく享受できるような内容にしなければならない、つまり最低生活を保障をする年金であるべきだということを私は言いたいわけでござります。

しかし、そういう意味からいってこの基礎年金の内容を見ると、力ある者だけで支えていけばいいんだと思われるような内容に実はなつてゐるわけです。というのは、特に基礎年金の定額の保険料が非常に高い。発足当時の六十一年度で六千八百円、最高一万三千円だということになつております。

そういうことで、我が党は、この基礎年金の定額保険料については均等割あるいは所得比例割、これを合わせたような保険料の徴収の仕方等を工夫して、何とか定額保険料はぐつと抑えるという

べきであるということを主張し続けてきて

います。

そこで、この基礎年金導入による年金改革案が成立したわけですね。私も非常に感慨無量なるものを持つわけでござります。と申しますのは、現在の公

的年金いすれも現状のまま推移していくま

すと、二十一世紀の前半ころにはほとんどが給付と負担のバランスが崩れまして財政的に行き詰ま

してまいりたいと思います。

○大橋委員 ただいま申しましたように、掛金を掛けられる力のある者だけで支えればいいという

ものではございませんので、基礎年金本来の趣旨に十分適合する年金制度、いわゆる長期的、安定

的な制度にしていただきたいことを強く要望いた

しておきます。

次に、国年の現受給者の年金額の改善は、五

九年度と同じように六十年度も三・四%の特例スライドの形となつてゐるわけでござりますが、国

年は本来物価スライド方式がとられてゐるわけ

ですね。ところが現在は年度の上昇率をもつて、原則は5%以上なんですが、スライドをされることになつてゐるわけでござりますけれども、現実は昭和五十七年度までは5%の上昇がなくとも実際の上昇率に見合つて国年の年金額のスライドがな

代替の部屋が確保できないであろうかと努力をいたしたのでございますけれども、関係者の合意が

○森田(景)委員 ただいまもお話をありましたけれども、この中毒一一〇番は筑波大学の内藤教授を初め医師が十五名、それから薬剤師の資格を持つ主婦ら五名、合わせて二十名の方々のボランティア活動によって実施されてきたわけでござります。

そういう点から、この年間約二万件近い中毒一一〇番の相談から試算しますと、中毒一一〇番で節約される医療費と救急車の費用は年間約七億五千万円ぐらいになるのではないかというふうに推定されると報告されているわけですね。これは非常に効率のよい医療であると言われておりまして、これは外国でもそのように認められているようでございます。

それで、中毒一一〇番の年間維持費が今まで約二千万円ぐらいだったようでございます。その四

○%ぐらいか農業関係を扱っている農協の方から
の寄附であつたよう聞いているわけでございま
すが、しかし、この事務所など借り上げることに
なりますと五千万円ぐらいの経費が必要であろう、
こういうふうにも言われているわけでござい
ます。

○吉崎政府委員 救急医療はいわば医療の原点でございまして、当初お話をございましたように、中毒の原因というのは非常に多いわけでございます。各病院とも医療機関ごとにそれぞれ努力をいたしておりますが、そういう原因が非常にふえる、わからないものもあるということで、この中毒情報の提供というのは非常に大事な仕事であると考へております。

○森田(景)委員 この気波大学の中毒一一〇番での急性中毒事故に関する問い合わせの八八%は中毒を起こすおそれがなく、したがつて自宅での経過観察で十分と判断されたと報告されておるわけであります。しかし、もし此の中毒一一〇番のような機関がなければこれらの患者のほとんどは救急車を呼んで近くの病院に運け込んだりしていただろう、このように推測されるわけでござります。病院に行きますと、そういう場合は、私は専門家でございませんけれども、一応胃洗浄をした上で血液検査、胸部のエックス線写真ぐらいは撮るのが常識だ、こう言われているわけでございます。また、救急車は一回の出動で約五万円ぐらいの経費がかかるというのが東京消防庁の試算で出でています。

そういう点から、この年間約二万件近い中毒一〇番の相談から試算しますと、中毒一一〇番で節約される医療費と救急車の費用は年間約七億五千万円ぐらいになるのではないかというふうに推定されると報告されているわけですね。これは非常に効率のよい医療であると言われておりますて、これは外国でもそのように認められているようでございます。

それで、中毒一一〇番の年間維持費が今まで約二千万円ぐらいだったようでございます。その四〇%ぐらいが農業関係を扱っている農協の方からの寄附であつたよう聞いていますのでございまさすが、しかし、この事務所など借り上げることになりますと五千万円ぐらいの経費が必要であろう、こういうふうにも言われているわけでござります。

先ほどの厚生省の評価答弁から考えてみましても、この筑波大学の中毒一一〇番というのはぜひこれからも存続させてほしいものだ、こういうふうに私は考えるのでありますけれども、この点については大臣の方から答弁をいただきたいと思います。いかがでございましょう。

○増岡国務大臣 筑波大学の一〇番につきましては、先ほど局長から説明申し上げましたように、厚生省としてもできれば存続をということでいろいろ手を尽くしたわけでございますけれども、やむなく閉鎖されるということになつたわけでございます。

また、一方、厚生省としては從来から救急医療対策の一環といいたしまして、化学物質等による急性中毒についての情報提供のあり方について委託研究を行つてまいりましたし、またその報告書では、公益法人で中毒情報センターの設立をやつてますので、筑波大学の一〇番はまことに残念ではどうかということも示唆されておりますので、現在日本救急医学会の関係者を中心に財団法人をもつて設立の準備を進めておるところでございま

○森田(景)委員 今、大臣答弁がありました公的な中毒情報センターということにつきましては、これは日本救急医学会が五年ほど前から早く設置してほしいという要請が出ていたわけでござりますね。これから検討しようということでは非常にやつくりし過ぎてはいるのではないかと思うわけでございます。

実は、こういう席で申し上げるのは失礼でございますが、きょうは友納先生もいらっしゃっております。友納先生がかつて千葉県知事であった時代に、自民党的な県会議員から千葉県の仕事のやり方について、こういう比喩といいますか、意見が出されたことがあります。千葉県の仕事のやり方は、検討二年、やります二年、始めましたばちはちとだ、こんなことでは困る。これは先生がいらっしゃいますから覚えていらっしゃるかと思うのです。どうも國の方も、県にもつと輪をかけてゆつくりしていらっしゃるのじやないか、こう思ふわけでございます。

時間が余りありませんので單刀直入に申し上げますと、それじや、公的な、まあ財團法人になるかどうかわかりませんけれども、公的な中毒情報センターを必要だと認めていらっしゃるわけです。また、早くやりたいとおっしゃる。いつおやりになりますか。ことしの予算ではこういう予算は入っておりません。財團だから必要ないという考え方もあるかもしませんけれども、少なくとも、ことしやるとか、じや来年りますとか、ましてや筑波の中毒一一〇番が閉鎖になってしまった。そういうことで、いつごろをめどに設立なさるお考えですか。

○増岡国務大臣 御指摘の面は、確かに数年かかっておるということは申しわけないことと思ひます。したがいまして、特に今回筑波大学の一〇番が閉鎖されたわけでござりますので、財團の

○森田(景)委員 それでは、先ほど申し上げましたように、一日も早くつくていただきたいと思います。

時間の関係で、私の考えだけ申し上げておきます。

秋に公的な中毒情報センターができる、じやそれまで中毒患者が出ないのかと言えば、そんなことはありません。先ほど大臣からお話しありました厚生省の研究班の総合報告書を見ましても、推定では日本では年間二十万人から五十万人ぐらいの中毒患者が出ていると推定される、少なくとも二十万は下らない、こういう報告があるわけでございます。だから、現実には中毒患者が出るわけですから、できればその筑波大に厚生省の方で、文部省との協議もあろうかと思いますけれども、事務室をつくつてそこを提供して、その間先生方に御協力いただいてやってもらえばいいじゃないか、こういうふうに考えるわけでござります。

私も、政治資金でもたくさんあれば寄附でもして続けていきたいと思うのですけれども、残念ながら資金集めが下手でございますから、大臣はお上手でいらっしゃいますから、できましたらそういうこともぜひ御検討いただきたいことを要望いたしまして、終わります。

○戸井田委員長 浦井洋君。

○浦井委員 年金問題を中心としてお尋ねをしたのですが、今、御承知のように福祉年金受給権者が老齢福祉年金を含めまして約三百四十万人おられる。この方の請願が出てるのですが、この年金受け取りに当たって、受給権者あるいは家族等の代理人が、その都度、判を持って国民年金証書を持つて郵便局に行つて支払いを受ける、いわば無通知主義、こういうことになつておるわけですがあります。これはなぜ口座振り込みなどができ

のなかで政管健保の黒字九百五十億分、正確に言えば九百三十九億分、これを一般会計から繰り入れないという措置がとられておる。これは私はけしからぬと思いますよ。これは法案自身もこの委員会、社労委員会に出すべきだし、こういうような御都合主義を私は許せないと思うのですよ。だから、何で九百五十億円黒字が出てきたかというのは、結局去年の健保の改悪で健保本人の十割給付を崩すというようなことか受診抑制、この前指摘したように、大概ひどい受診抑制が出てきておるわけですから、それで浮いた黒字を特会から外して一般会計から繰り入れないというような格好になりますと、これは二重、三重に国民を痛めつけるものではないか。だから、私はやはり今運動が起こっておりますように、十割給付を復活したあるいはこの際思い切って健康保険の保険料を引き下げるとか、こういう措置をとるべきだと思います。

それともう一つ。この調子でいけば昭和六十年度、今年度また政管健保が黒字になるのは容易だ

ろうとは思うのですけれども、黒字になる可能性が非常に強い。その場合に五十九年度のようなま

た財源確保法というような格好で向こうへ回しますか。大臣、どうですか、这一点。

○増岡国務大臣 今回の特例措置によります減額

分につきましては、適正な政管健保の財政運営が

確保されるよう繰り戻しを行っていくことになつておるわけでございます。六十一年度におきましてはまだ政管健保の財政収支がどのようなものになるかは明らかでございませんけれども、しかし、いずれにいたしましても、政管健保の適正な財政運営が損なわれるとのないよう適切に対処してまいりたいと思います。

○浦井委員 私ずっと申し述べてきたのですけれども、これは数字を確認しておきたいのですが、厚生年金の繰り延べ措置で六十年度影響が出るの金の一割カットで二千七百五十二億円、政管健保の国庫負担の繰り延べ措置で九百三十九億円、合

る、こういう数字でよろしいですか。

それからもう一つ、これは大臣ですか、今までの経過を見ておりますと、給付がずっと当然増という格好で累積されますから、六十一年度は本年度より当然増が大体七千億から八千億くらい上積みされるだらうと思うのですが、この二点と一緒に聞いておきたいと思います。

○末次政府委員 六十年度予算におきます措置と

いたしましては、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、高率補助金の補助率引き下げ措置によりまして二千七百五十二億ということでござりますが、このほかに生活保護の臨時財政調整補助金二百億円がございますので、私どもいたしましては二千五百五十二億というふうに考えております。したがいまして、合計いたしましては六千五百四十一億というふうに考えております。

○増岡国務大臣 来年度の当然増につきましては、まだ計算をいたしておりません。これから検討していくことになるわけござりますけれども、いすれにしましても高齢化の進行ということは間違いないことでございますので、当然増が多

いということは言えると思います。

さらに、先ほど御指摘のありましたような特例

措置の繰り戻しが行われるわけござりますの

で、予算編成上は相当困難が伴うものと考えてお

りますけれども、しかしそのようなことはい

ませんので、国民生活を守る社会保障に必要な予算はぜひとも確保したい、最大限の努力をしてい

く所存でございます。

○浦井委員 終わります。

○戸井田委員長 これにて両案に対する質疑は終

局いたしました。

○戸井田委員長 まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、小沢和秋君外一名から、修

正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。小沢和秋君。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

まず、小沢和秋君外一名提出の修正案について

ですけれども、そのときに、今どもはつきりしれないは補助金一割カットというようなことをまた六十年度もやる。それから、私、この間からしつこく聞いておりますように、中間施設というようなものをつくって措置費を減額するとか、それから新聞で伝えられるところでは、老人保健法を来年は見直すので、提出率と老人の一部負担の、年金局長もよく御存じだと思うのですけれども、定期化であるとか、その三点くらい言われておるのですけれども、こういうことはしないということを約束できますか。大臣、ちょっとややこしいかもわかりませんが。

○増岡国務大臣 御指摘のように来年度の予算編成につきましてはまだ正確な数字ははじめておりませんけれども、相当な難しい局面に差しかかる

と思いますが、私はそれに対応すべく今から腹を決めておるところでございますので、十分御期待

にこたえるようになってまいりたいと思います。

なお、御指摘の三点につきましては、経費を節

約するという意味ではございませんので、新しいニーズに対応するという立場からやろうといたし

ておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。

○浦井委員 最大限の努力をして社会保障の水準

を、大臣かねがね言われておるよう水平を落とさないよう、こうのことですが、今大臣お認

めになつたよう、これは足しますと六十一年度

一兆四、五千億になるのですよ、特例措置をやら

ない。そうすると、これは改善を何もしなくて

もこれだけの予算額が必要だということになるの

ですね。だから、これはぜひ確保するように。

六十一年度は七月ごろからばちばち始まるわけ

です。

○戸井田委員長 ただいまの修正案につきましては、政府いたしましては反対でございます。

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○戸井田委員長 委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○戸井田委員長 本修正案の趣旨は、この要求にこたえ、年金額の実質水準を維持すべく物価の上昇率どおりの年金物価スライドを実現しようとするものであります。

本修正案の趣旨は、この要求にこたえ、年金額

老齢世帯にとって、年金水準の維持は最低限

上昇が四・八%あつたことを考えますと、年金額

は実質的な目減りを余儀なくされることとなりま

す。年金に老後生活の大半を頼つて暮らしている

お年寄りにとって、年金水準の維持は最低限

上昇が四・八%あつたことを考えますと、年金額

は実質的な目減りを余儀なくされることとなりま

す。年金に老後生活の大半を頼つて暮らしている

採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○戸井田委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、丹羽雄哉君並びに小沢和秋君外一名から、それぞれ修正案が提出されました。

秋君外一名から、それぞれ修正案が提出されました。

秋君外一名から、それぞれ修正案が提出されました。

○戸井田委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、丹羽雄哉君並びに小沢和秋君外一名から、それぞれ修正案が提出されました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

両修正案を一括して討論に付するのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、小沢和秋君外一名提出の修正案について採決いたします。

○戸井田委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたしました。

○戸井田委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

す。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 國民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行わるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

活動の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

不利益にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく國民義勇隊及び國民義勇戦闘隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、適切な措置をとり得るよう検討すること。

四 戰没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等について、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中國殘留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受け入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となって必要な措置を講ずること。

また、中國殘留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受け入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となって必要な措置を講ずること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属及び旧國家給動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、

説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において昭和六十年四月一日となつて施行期日を公布の日に改め、昭和六十年四月一日から適用することであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○戸井田委員長 小沢和秋君。

○戸井田委員長 これより原案及びこれに対する

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民連合、日本共产党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議を提出されおりました。

この際、小沢和秋君外一名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしました。増岡厚生大臣。

○増岡国務大臣 ただいまの日本共産党提出の修正案につきましては、政府としては反対でござい

ます。

○戸井田委員長 小沢和秋君。

人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一

体となつて必要な措置を講ずるよう検討する

こと。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。

(拍手)

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○戸井田委員長 起立總員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立總員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○戸井田委員長 お詣りいたします。

両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

[報告書は附録に掲載]

午後零時五十八分散会

ければならない。

二 地域福祉保健活動は、公的機関、民間団体その他の者の有機的連携の下に、個人の人格を尊重し、有償サービスの導入も考慮しつつ、相談、訪問サービス、通所サービス及び施設への収容を含むサービスが実施されなければならない。

三 地域福祉保健活動は公的機関により実施されなければならない分野が明確にされなければならず、当該分野に係る活動については、公的機関はこれを不适当に民間団体その他の者にゆだねてはならない。

四 市町村協議会は、地域福祉保健活動について、民間団体その他の者に対し、必要な勧告をすることができる。

五 市町村協議会は、その事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

六 市町村協議会は、当該市町村の条例(第五条第一項)の規定により設置された市町村協議会にあつては、規約とする。次条において同じ。)で定める定数の委員をもつて組織する。

七 市町村協議会の委員は、次の各号に掲げる者

のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の議会の議員

二 民生委員法(昭和二十三年法律第二百九十八号)に定める民生委員

三 福祉に関する事業を經營する者

四 医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦その他の医療又は公衆衛生に関し専門的知識を有する者

五 教育に関する者

六 福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう)、保健所その他関係行政機関の各号に掲げる事務をつかさどる。

七 学識経験のある者

八 前各号に掲げる者のか、地域福祉保健活動の実施に關係のある者

(地域福祉保健活動の実施における指針)

第三条 地域福祉保健活動は、できる限り、住民の需要を総合的に把握し、それに基づき効率的かつ体系的にサービスを供給するものでなければならず、かつ、住民の福祉及び保健についての関心と理解を深めるよう配慮したものでなければならない。

(条例への委任)

第八条 前二条に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県福祉保健活動推進協議会)

第九条 都道府県に、都道府県福祉保健活動推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置く。

2 第六条の規定は、都道府県協議会について準用する。この場合において、同条第一項中「当該市町村」とあるのは「当該都道府県」と、同条第二項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、及び同条第三項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 都道府県協議会は、当該都道府県の条例で定める定数の委員をもつて組織する。

4 都道府県協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の議会の議員

二 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長

三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村議会の委員

四 当該都道府県の区域を管轄する国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第九条に規定する地方支分部局の職員

五 第七条第二項第二号から第八号までの各号に掲げる者

5 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

(在宅福祉保健事業の実施)

第十一条 都道府県又は市町村は、老人及び心身障害者に対する、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦等による訪問指導事業、家庭奉仕員の派遣事業並びに入浴、給食等のサービス提供事業、寝たきり老人及び重度心身障害者に対する短期保護事業、老人に対する就労あつ旋事業、老人クラブの助成事業その他の在宅福祉保健事業を

実施しなければならない。

2 社会福祉法人その他の者は、前項の規定にかかるわらず、都道府県又は市町村に代わって、在宅福祉保健事業を実施することができる。

3 在宅福祉保健事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき、都道府県、市町村又は社会福祉法人その他の者の分担が明確にされた上で実施されなければならない。

4 国は、在宅福祉保健事業に要する費用について、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(社会奉仕活動の育成事業等の実施)

第十一条 社会福祉協議会(社会福祉事業法に定める社会福祉協議会をいう。次条において同じ。)は、住民による組織的な社会奉仕活動の育成を図るために該活動に参加する者及びこれを受け入れる施設等に対する援助及びこれらの間の連絡調整を行う事業並びに児童及び生徒に対する社会奉仕活動の普及を図るために小学校等に対する援助及び協力をを行う事業を実施するものとする。

2 前項の事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき実施されなければならない。

(地域福祉保健活動振興基金事業の実施)

第十二条 社会福祉協議会は、地域福祉保健活動に伴い生ずる損害のてん補を内容とする保険の

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条のうち第五十八条の改正規定中「四十七万七千六百円」を「四十八万三千円」に、「三十一万八千円」を「三十二万二千円」に改める。

第二条のうち第六十二条の改正規定中「四十一万四千円」を「四十一万八千円」に改める。

第十三条のうち第七十七条第一項ただし書、第十七条のうち第七十九条の二第四項の改正規定中「三十一万八千円」を「三十一万二千円」に改める。

3 社会福祉協議会は、第一項の事業に係る寄附金等の収入及び支出に関する経理については、その他の業務に係る経理と区分して行わなければならない。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十五号中「及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)を「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)」及び地城福祉保健活動の推進に関する法律(昭和六十一年法律第一号)に改める。

2 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約二百六十億円の見込みである。

2 この法律は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案(丹羽雄哉君提出))

2 附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定、昭和六十年四月一日から適用する。

2 附則第二条中「この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第二条のうち第十八条の改正規定中「一万千二百五十円」を「一万千三百円」に改める。

附則第四条第一項中「百分の百三・四」を「その上昇した比率」に改める。

一八

第一条のうち第八条第一項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇三八、七〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三四一、〇〇〇円
第二項症	三、六一二、〇〇〇円
第三項症	二、九七一、〇〇〇円
第四項症	二、三四七、〇〇〇円
第五項症	一、八九五、〇〇〇円
第六項症	一、五三一、〇〇〇円
第一款症	一、三九六、〇〇〇円
第二款症	一、二七二、〇〇〇円
第三款症	一、〇一八、〇〇〇円
第四款症	八一九、〇〇〇円
第五款症	七三三、〇〇〇円

第一条のうち第八条第二項の改正規定中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四百円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「一万四千円」に、「十万八百円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」を「十六万八千円」に改める。

第一条のうち第八条第七項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

第一条のうち第八条第三項の改正規定中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

第一条のうち第八条第七項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

中同項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金額
特別項症	第一項症の年金額に二、三一五、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、三〇七、三〇〇円
第二項症	二、七五四、〇〇〇円
第三項症	二、二七一、三〇〇円
第四項症	一、八〇〇、〇〇〇円
第五項症	一、四六〇、一〇〇円
第六項症	一、一八三、二〇〇円
第一款症	一、〇七四、三〇〇円
第二款症	九八〇、五〇〇円
第三款症	七八五、八〇〇円
第四款症	六三六、六〇〇円
第五款症	五五九、一〇〇円

第一条のうち第八条の二第三項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金額
特別項症	第一項症の年金額に二、三一五、一〇〇円以内の額を加えた額
第一款症	三、五一八、一〇〇円
第二款症	二、九一九、二〇〇円
第三款症	二、五〇三、六〇〇円
第四款症	二、〇五七、〇〇〇円
第五款症	一、六五〇、四〇〇円

第一条のうち第二十六条第一項の改正規定中「五万四百円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百四十五万五千円」に改める。

第一条のうち第二十七条第一項の改正規定中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百年」を「四万二千円」に、「百四十四万円」を「四十五万五千円」に、「百十四万千円」を「百十五万一千円」に改める。

第一条のうち第八条の二第一項の表の改正規定中「三三四、〇〇〇円」を「三三五、七〇〇円」に改める。

「二六三、三〇〇円」を「二六四、五〇〇円」に、「七八、四〇〇円」を「一七九、一〇〇円」に改める。

第一条のうち第三十二条第三項の改正規定中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

第二条のうち第八条の改正規定中「十一万一千円」を「十一万三千二百五十円」に、「十一万六千二百円」を「十一万七千七百五十円」に、「十二万四百円」を「十二万二千二百五十円」に改める。

第三条のうち附則第十八項の改正規定中「五万四百円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

第五条のうち附則第八条第四項の改正規定中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、この法律による改正後の未帰還者留戻家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則第二条から附則第五条までを削り、附則第六条を附則第二条とする。

附則別表第一から附則別表第四までを削る。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

昭和六十年五月十八日印刷

昭和六十年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P